

○養老町特産ブランド認証事業実施要綱

平成27年6月1日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、養老町特産ブランド認証事業（養老町ならではの魅力ある商品又は製品を養老ブランドとして認証する事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証の対象となる商品又は製品)

第2条 養老町特産ブランド認証事業により養老町特産ブランド認証の対象となる商品又は製品は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる基準のうち、ア又はイのいずれか及びウに該当する者が販売し、又は製造する商品又は製品であること。

ア 養老町内に居住する個人事業者

イ 養老町内に主たる事業所（本社又は開発機能を有する工場に限る。）を保有する法人、団体又は個人事業主

ウ 町税（国民健康保険税を除く。）等の滞納がないこと。

(2) 次に掲げる基準のうち、2つ以上に該当する商品又は製品であること。

ア 養老町ならではの製法又は技術により生産されること。

イ 養老町ならではの素材を原材料として生産されること。

ウ 養老町ならではのアイデア又はこだわりがあること。

エ 機能性、外観又は味に優れる等他に誇れる高い品質を有していること。

オ 安全で安心して消費することができ、かつ、環境に配慮されていること。

カ 養老町にちなんだ伝承、物語、取組又はエピソードを有していること。

(申請)

第3条 養老町特産ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、養老町特産ブランド認証申請書（様式第1号）を町長が別に定める日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者概要書（様式第2号）

(2) 申請品概要書（様式第3号）

(3) 個人にあつては、次に掲げる書類

ア 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

イ 直近2年間の確定申告書等の写し

(4) 法人又は団体にあつては、次に掲げる書類

ア 当該法人又は団体の概要が分かる書類（定款、規約、会則、構成員名簿等）

イ 直近2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（認証の決定）

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、認証することが適当と認めるときは、養老町特産ブランド認証通知書（様式第4号）により申請者に通知し、養老町特産ブランド認証書を申請者に授与するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査に関し、必要があると認めるときは、当該申請に係る認証の妥当性に関し、養老町特産ブランド認証専門委員会設置要綱（平成27年養老町告示第93号）により設置される養老町特産ブランド認証専門委員会に意見を求めることができる。

3 第1項の規定による認証の有効期間は、認証をした日から2年を経過する日以後最初の3月31日までとする。

（ロゴマークの使用）

第5条 町長は、前条第1項の規定による認証を受けた者（以下「認証事業者」と

いう。)の申請により、同項による認証を受けた商品又は製品(以下「認証商品等」という。)に養老町が定めた養老町特産ブランド認証ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用させることができる。

2 ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

(認証の更新申請)

第6条 認証事業者は、認証の更新を受けようとするときは、認証の有効期間の終了する日の2月前までに養老町特産ブランド認証更新申請書(様式第5号)及び関係書類を町長に提出しなければならない。

(更新の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認証を更新することが適当と認めるときは、養老町特産ブランド認証通知書(様式第4号)により申請者に通知し、養老町特産ブランド認証書を発行するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査に関し、必要があると認めるときは、当該申請に係る認証の妥当性に関し、養老町特産ブランド認証専門委員会設置要綱により設置される養老町特産ブランド認証専門委員会に意見を求めることができる。

3 前項の規定により更新された認証の有効期限は、2年間とする。

(認証の取消し)

第8条 町長は、認証事業者又は認証商品等が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、認証を取り消し、養老町特産ブランド認証書の返還を求めることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を欠くにいたったとき。
- (2) 認証事業者が虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 認証商品等の製造又は販売を1年以上中止又は廃止をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認証商品等が養老町特産ブランドとして認証す

ることが適当でないと町長が認めたとき。

(公表)

第9条 町長は、毎年度1回以上、当該年度に認証した商品又は製品を公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第79号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月1日告示第86号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日告示第25号)

この告示は、公表の日から施行する。

